

国民健康保険

医療費が高額だったときは高額療養費制度を活用しましょう



詳しくは町住民生活課までお尋ねください

国民健康保険被保険者が高額な医療費を支払ったときは、「高額療養費制度」を活用することで、支払った医療費の一部払い戻しを受けられる場合があります。

■高額療養費制度とは

高額療養費制度とは、同一月（1日から月末まで）に掛かった医療費の自己負担額が高額になった場合、一定の金額（自己負担限度額）を超えた分が後で払い戻される制度です。払い戻しを受けるためには申請が必要です。

※入院時の差額ベッド代や食事代、保険外診療は対象外です。

- ▼高額療養費の申請に必要なもの
- ・国民健康保険高額療養費支給申請書
- ・医療機関などで発行された医療

- 費の領収証や支払証明書など
- ・印かん
- ・世帯主名義の預金口座番号などが分かるもの
- ・世帯主のマイナンバー（個人番号）が分かるもの

■自己負担限度額とは

自己負担限度額は、同じ世帯内の国保被保険者や世帯主などの年齢および所得状況などにより設定されています。同じ月内に同じ医療機関に支払った対象となる一部負担金が、限度額を超えたときは、超えた分を申請により受け取ることができます。

自己負担限度額は、年齢や総所得金額、制度の利用回数などで異なります。自己負担限度額の詳細については、町住民生活課係までお尋ねください。

■医療費が高額なときは「限度額適用認定証」を利用しましょう

医療費が高額になることが事前に分かっている場合には、申請により町が発行する「限度額適用認定証」や「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関に提示すると、窓口での支払いが自己負担限度額までで済みます。

町住民生活課 ☎ 096-234-1113(内線 108)

国民健康保険

■国民健康保険に加入している人は所得の申告が必要です

国民健康保険は、所得によって国民健康保険税の額や医療費の自己負担限度額などを計算します。

国民健康保険者で前年中（1月～12月）の収入がない人や収入が障害年金・遺族年金のみの人も、必ず申告をしましょう。

■申告をしないと国保税の軽減などが受けられません

国保には、所得額によって国保税が軽減される措置があります。申告をしないと所得の額が分からないため国保税の軽減措置が受けられません。

また、医療費の自己負担限度額判定も、所得額に基づいて行われます。

るので、収入がなくても申告をしないと医療機関での窓口負担が高額になることがあります。

■「医療費のお知らせ」が確定申告に使用できます

町から国民健康保険者の皆さんへ配布している「医療費のお知らせ」は、確定申告の医療費控除の手続きで医療費の明細書として使用できます。

医療費控除の計算は、「お知らせ」の「患者負担額」に記載されている自己負担相当額を基に行います。「お知らせ」に記載されていないものがある場合や、実際に負担した額が異なる場合は、自分で額を訂正して申告する必要があります。

11～12月診療分の「お知らせ」は来年5月に配布します。来年2月中旬から始まる確定申告では11～12月診療分の領収証が必要です。ので保管をお願いします。

■期間内に申告をしましょう

申告期間は毎年2月中旬から3月中旬までです。期間内に申告していただくことが国保の適正な運営につながりますので、皆さんのご協力をお願いします。

国保被保険者の皆さん  
所得の申告を忘れずに



国保イメージキャラクターの上白石萌歌さん

町住民生活課 ☎ 096-234-1113(内線 108)

## 社会保険料控除には 控除証明書が必要です



詳しくは町住民生活課にお問い合わせください

### ■納めた国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です

国民年金保険料は、所得税および住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となり、その年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

控除の対象となるのは、2019年1月から12月までに納付した保険料の全額で、過去の年度分や追納分も含まれます。また、ご自身の保険料だけでなく、配偶者やご家族の負担すべき保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

### ■社会保険料控除証明書は確定申告に必要です

2019年中に納付した保険料

について社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行うときに、領収証書など保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。

このため、2019年1月1日から9月30日までの間に保険料を納付された方には、11月上旬に日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送られますので、申告書提出の際には必ずこの証明書または領収証書を添付してください。

2019年10月1日から12月31日までの間に、今年初めて保険料を納付された方へは、翌年の2月上旬に送付されます。

控除証明書についてのご照会には、控除証明書のはがきに表示されている日本年金機構の電話番号にお問い合わせください。

### ■保険料は期限内に納付を

税法上とても有利な国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れないようきちんと納めましょう。

### ▼お問い合わせ先

熊本東年金事務所

TEL 096・367・2503

町住民生活課 TEL 096-234-1113(内線 104)

## 御船甲佐クリーンセンター 平成30年度ごみ処理実績



詳しくは町環境衛生課へお尋ねください

御船甲佐クリーンセンターは、御船町と甲佐町で設置する御船町甲佐町衛生施設組合が運営する一般廃棄物の中間処理施設です。各家庭から出された燃やすごみは、ごみ収集車によってクリーンセンターに運ばれ、焼却されます。また、空き缶などの資源ごみを一時保管後に売却し、ガラスや陶器などの埋め立てごみは破碎して最終処分場へと搬出しています。

### ■平成30年度のごみ搬入量は前年比83.3%の減少

平成30年度における同センターへのごみ搬入量は合計で7,077ト(前年比83.3%減少)でした。処理区域内(御船町および甲佐町)の住民1人1日当たりでは550gとなりました。

### ■平成30年度の資源ごみ売却による収益は5,740千円

搬入された資源ごみは同センター内で中間処理を行った後、資源回収業者に売却または再資源化を委託しています。昨年度の資源ごみ売却に伴う収益は5,740千円でした。この収益は、同センターの運営資金に充てられています。

搬入ごみ種別	搬入量(ト)
可燃ごみ	5,956
資源ごみ	601
粗大ごみ	183
直接持ち込み	337
合計	7,077

品目	搬出量(ト)	品目	搬出量(ト)	品目	搬出量(ト)
空き缶	49.9	段ボール	90.5	牛乳パック	2.3
新聞紙	114.4	雑誌	90.0	古着	44.3
紙製容器包装	11.9	小型家電	1.1	廃食油	4.7
粗大金属	194.3	ペットボトル	44.8	乾電池	10.0
空きビン	145.8	蛍光灯	6.8	食品トレイ	2.3

町環境衛生課 TEL 096-234-1169 御船甲佐クリーンセンター TEL 096-282-0688